

県産リサイクル製品認定申請の手引き

平成29年11月

福岡県環境部循環型社会推進課

目次

1	認定申請の手続き	1
2	「認定申請書」の記載要領	2

認定申請の手続き

第5回の「福岡県産リサイクル製品認定制度」の認定申請を下記のとおり受け付けます。

○申請者

申請者は、リサイクル製品の製造等を行う事業者です。

また、製造等を行う事業者の承諾を受けた者も要綱第7条第2項第3号に規定する書類（記入表3「申込承諾書」）を提出することで申請することが可能です。

ただし、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合は申請できません。

○申請書類

様式第1号「認定申請書」に必要な書類を添付して提出してください。

※申請書の電子ファイルについて

認定申請書（様式第1号、記入表4）は電子ファイル(Excel形式)を添えて提出をお願いします。

申請書(Excel形式)及び提出書類等の電子データはホームページ(<http://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>)に掲載していますので、必ず最新のデータ(Ver.20171120)をダウンロードして作成してください。Excelはマクロを有効にした上で、入力してください(11ページ～16ページを御参照ください)。

○申請の受付期間

平成29年11月20日(月)～11月24日(金)(申請書類持参)

※受付時間：9時～17時

※事前に電話(TEL 092-643-3372)で日時の事前予約をお願いします。

※郵送による書類の受付は行いません。

○認定の流れ

申請 ⇒ 受付 ⇒ 審査委員会 ⇒ 認定(認定証交付) ⇒ 公表

*外部有識者で構成 (予定：H30.1)

○申請書提出先・問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL 092-643-3372 FAX 092-643-3377

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

「認定申請書」の記載要領

福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、リサイクル製品の認定申請を行う方は、様式第1号「認定申請書」に必要事項を記載の上、必要な資料を添付して申請してください。

○申請単位（1件の申請でよい場合）

同一の認定品目（分類、大項目、品目名）であって、原則として、商品名及び使用する再生資源の種類が同じ製品（製品の大小、寸法、色調等による区分はしない。）

- ・次の場合は別の申請が必要です。
 - ・分類、大項目、品目名が異なる製品
 - ・商品名が異なる製品
 - ・再生資源の種類が異なる製品

※ご不明な点があれば、申請の前にお問い合わせください。

○提出部数：1部

※申請書等を Excel で入力する際には、以下の例のように入力しない箇所はセルがグレーになっています。ただし、出力する場合には白黒印刷（あらかじめ設定済み）した書類を提出してください。

【例】認定申請書の場合

様式第1号（第7条関係）	
認定申請書	
申請年月日 <input type="text"/>	
福岡県知事 殿	
申請者	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
ふりがな	<input type="text"/>
氏名称	<input type="text"/>
代表者	<input type="text"/> 印
名	<input type="text"/>

○申請手数料：無料（ただし、品質を確認するための検査等が必要な場合には、その検査等にかかる費用は申請者の負担となります。）

I 様式第1号「認定申請書」

1 「申請者」

- ・申請を行う①リサイクル製品の製造又は加工を行う事業者、②リサイクル製品の製造又は加工を製造委託している委託者、③①又は②の承諾を受けた事業者の住所、氏名を記入の上、押印してください。
- ・申請者が法人の場合は、その所在地、名称、代表者の役職・氏名及び法人番号を記入の上、代表者印を押印してください。
- ・ふりがなを記入する際には、株式会社及び有限会社等のふりがなは不要です。
- ・代表者の役職と氏名の間には全角スペースを1マス設けてください。

※この記載に基づき、認定証を作成しますので、誤りがないように記入してください。

2 「申請代理人」

- ・支店や営業所等が申請を行う場合は、申請者（本社）からの委任状（任意の様式）を添付の上、「申請者」欄に加えて、本欄に申請代理人の住所、氏名を記入の上、押印してください。（この場合、申請者欄の押印は必要ありません。）
- ・申請代理人がいない場合は記入不要です。

※「申請代理人」欄は支店や営業所等を想定しています。行政書士等が申請書を作成する場合には、欄外に住所、氏名を記入してください。

3 「1 申請の区分」

- ・「新規」を選択します。

4 「2 リサイクル製品の認定品目等」

(1) 「認定品目」

- ・認定基準（「福岡県産リサイクル製品認定制度に係る諸規程」（以下、「諸規程」という。）29ページ～37ページ）に基づき、該当する認定品目の分類番号（3桁）、大項目及び品目名を選択してください。
- ・大項目がない認定品目については、「空白」をプルダウンから選択してください。

※Excelにおいて、分類番号、大項目、品目名についてはプルダウンから選択してください。プルダウンが出ない場合には、マクロが有効になっていない可能性があります。（11ページ～16ページを参考にマクロを有効にしてください。）

		※更新のみ記入			
2 リサイクル 製品の認定 品目等	認定品目	分類番号 (3桁)	003	分類	文具類
	認定基準	大項目	筆記具 印章・スタンプ台 図案・製図用品 一般事務用品 総務用品等 事務用の ファイル・バインダー類 紙製品	目名	
3 リサイクル	商品名				

分類番号、大項目、品目名はプルダウンから選択

(2) 「認定基準」

・認定基準について、どの基準に該当するのか分かるように記入してください。

【例①】再生プラスチックを60%使用したシャープペン→文具共通判断基準①

003 文具類	文具共通判断基準	<p>○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>ただし、判断基準について、【優先基準】とあるものについては、共通基準に代えて適用する。</p>
筆記具	1 シャープペンシル	○
	2 シャープペンシル替芯	○ 容器に共通基準を適用
	3 ボールペン	○ 【優先基準】文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
	4 マーカー	

【例②】再生ポリエステル繊維を60%以上使用したふとん→認定基準①ア

9 ふとん	<p>○ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① ふとん側地又は詰物に使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であつて、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-------	--

5 「3 リサイクル製品の概要」

(1) 「商品名」

- ・申請製品を販売又は納品するときに使用する商品名を記入してください。
- ・申請製品と製造している他の製品と区別できる商品名としてください。

(2) 「型式・品番・規格等」

- ・申請製品の型式・品番・規格等を記入してください。
- ・実際に販売又は納品に使用する表現により記入してください。

(3) 「主要材料」

- ・主要材料とは、申請製品の構成材料として、金属、消耗品部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料のことです。
- ・「紙材」、「木材」、「プラスチック」、「紙材、木材、プラスチックの複合材料」又は「その他」のいずれか1つを選択してください。
- ・「その他」を選択した場合には、主要材料名を具体的に記入してください。

(4) 「再生資源の種類、含有率」

- ・「再生資源の種類」について、認定基準（諸規程 29 ページ～37 ページ）に記載されている再生資源について詳しく記入してください。

- ・「再生資源の含有率」について、記入表1「製品質量証明書」（記入方法については8ページを参照）に基づき、認定基準と比較可能な含有率を記入してください。
- ・同一の商品名で型式・規格等によりそれぞれ含有率が異なる場合には、含有率の一番低いものを基準に記入してください。

【例】製品A 60%、製品B 65% → 含有率 60%以上

(5) 「認定要件（要綱第7条第4項第1号）」

- ・次の(ア)～(ウ)のうち該当する要件を選択してください。

(ア) 県内にある工場で製造又は加工されていること

【例】本社所在地は東京都であるが、製造工場は福岡県である。

(イ) 本社を県内に置く事業者により製造等されること

【例】製造工場は新潟県であるが、本社所在地は福岡県である。

(ウ) (ア)又は(イ)により製造等された製品を使用して製造等されること

【例】山口県にある工場で申請製品を製造しているが、原材料の製造工場は福岡県である。

6 「4 申請製品の製造又は加工を行う工場」

- ・申請製品の製造又は加工を行う工場には梱包等を行う工場は含みません。
- ・工場名が本社と同じ場合には「本社工場」と記入してください。
- ・「生活環境保全措置」について、公害関係法令等の遵守のための措置の状況や、社内の環境管理体制、その他生活環境保全のために講じている措置等を具体的に記入してください。(ISO14001取得の場合も、具体的な対策内容等を記入してください。)
- ・「申請者との関係」について、「自社工場」、「製造委託工場」、「他社工場」又は「その他」からいずれか1つ選択してください。
- ・「その他」を選択した場合には、申請者との関係を具体的に記入してください。

7 「5 申請製品の原材料を福岡県内で製造又は加工を行う工場」

※5(5)で(ウ)を選択した場合のみ記入してください。

- ・再生資源を使用して原材料を製造している工場のみ記入してください。
- ・工場が複数ある場合には、工程において申請製品に近い工場を記入してください。
- ・記入方法については、上記6「4 申請製品の製造又は加工を行う工場」を参考にしてください。

8 「6 関係する法令の遵守」

- ・申請者及び申請製品を製造又は加工している工場等が関係する法令を遵守しているかどうか選択してください。

9 「7 環境ラベル等の取得状況」

- ・申請製品が取得している環境ラベル等について選択してください。

- ・「エコマーク」を選択した場合には、認定番号を記入してください。
- ・「他県認定制度」を選択した場合には、認定を受けている都道府県名及び認定番号を記入してください。
- ・その他の環境ラベル等を取得している場合には、「その他」を選択し、取得している環境ラベル等の名称及び認定番号を記入してください。
- ・取得している環境ラベル等がなければ、記入不要です。

10 「8 リサイクル製品の価格及び販売の状況（見込み）」

(1) 「販売（出荷）価格」

- ・製品の販売価格（消費税及び地方消費税の額を含めた価格）を記入してください。
（量の単位を記入してください。）

※パンフレット等で公表する販売価格については別途、確認を行います。

- ・同一の商品で型式・品番・規格等が異なることにより販売価格が複数ある場合には、最も流通している販売価格を記入してください。
- ・未発売の場合には、予定価格を記入してください。

(2) 「前期販売実績」

- ・期間を定めて、前期の販売実績を記入してください。
- ・未発売の場合には、記入不要です。

(3) 「販売（予定）年月日」

- ・製品の販売開始年月日を記入してください。
【例】平成26年4月1日
- ・未発売の場合には、販売予定年月日を記入してください。
【例】平成29年12月1日

(4) 「年間製造予定量」

- ・年間の最大製造量（供給可能量）を記入してください。

(5) 「製品の供給区域」

- ・製品の供給可能な地域について、県内の4つの地区（北九州地区、福岡地区、筑後地区、筑豊地区）から選択してください。なお、県内全域に供給可能であれば、「県内全域」を選択してください。
- ・県外への供給も可能であれば、「福岡県以外」も選択してください。

(6) 「主な取扱店」

- ・販売先ではありませんのでご注意ください。
- ・自社販売の場合には、「自社」を選択してください。
- ・「自社」以外が販売している場合には、「その他」を選択し、申請製品の主な販売代理店等の名称を記入してください。

(7) 「県機関への納入実績」

- ・県機関への納入実績の有無について、該当する方を選択してください。

- ・納入実績がある場合は、できるだけ具体的な県機関の名称（本庁の場合には課名を記入）を記入してください。

11 「9 要綱第6条第1項第2号の該当状況」

- ・申請者の要件として、「次のいずれにも該当しないもの（ア暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、イ暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する者）」という要件があり、その該当状況について申告いただく欄です。
- ・「暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）」に基づき、確認の結果「ア暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、イ暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する者」のいずれかと認められた場合には、認定の要件を満たしていないため、認定不可となります。

12 「10 公開情報」

- ・基本的には申請製品に関する情報は公開します。
- ・「商品情報」について、申請製品の特長を簡潔に記入してください。
※県内の事業者が製造等にかかわっていることが分かることが望ましいです。
- ・「公開不可情報」について、申請製品における社外秘等の理由により公開できない情報がある場合には、該当する欄の選択肢を選択してください。

II 記入表1「製品質量証明書」

- ・製品に使用する再生資源の含有率を証明する書類です。
- ・申請製品の型式・規格ごとに本記入表に記入し、作成してください。
- ・複数の型式・規格について、使用材料の質量割合等が同じ場合には、その旨を記入してください。

※Excelにおいて、合計質量及び再生資源等の質量割合は「質量（g）」を全て記入すると自動的に計算されます。

1 「主要材料」

- ・主要材料の()枠内には、様式第1号「認定申請書」で選択した主要材料の項目（紙材、木材、プラスチック等）をそのまま記入してください。
- ・主要材料に使用されている再生資源及びそれ以外の原材料について部品名、使用材料名及び質量を記入してください。

(部品名) 【例】 本体、キャップ、ペン先

(使用材料名) 【例①】 再生プラスチック（PET）、間伐材

【例②】 プラスチック（PET）、パルプ

2 「その他材料」、「消耗・粘着部分(質量除外部分)」

- ・主要材料以外の原材料を「その他材料」に部品名、使用材料名及び質量を記入してください。ただし、消耗・粘着部分については「消耗・粘着部分(質量除外部分)」に記入してください。

III 記入表2「製造工程・管理証明書」

- ・再生資源を使用して原材料を製造している工場から申請製品を製造又は加工している工場までの製造工程・管理を証明する書類です。
- ・製品に使用される全ての主要材料の製造工程（原材料から製品までの流れ）を記入してください。
- ・原材料の数が多く、書ききれない場合には、本記入表の表に準じて作成してください。
- ・商社等の製造に関与していない事業者については記入不要です。
- ・「原材料製造者」は取引量が多い順に5社まで記入してください。
- ・「申請者による再生資源の確認方法」について、本記入表にすべて記入できない場合には、別紙に申請者のサプライチェーン全体の管理・確認方法を記入し、提示してください。

※確認方法について、契約書及び納品書等を添付する必要はありませんが、確認をさせていただきます。

IV 記入表3「申込承諾書」

- ・申請者が製造等を行う者の承諾を受けたことを証明するための書類です。
- 1 「住所」、「氏名」
 - ・申請製品の申込を承諾する事業者の住所、氏名を記入の上、押印してください。
 - ・申込承諾者が法人の場合には、その所在地、名称及び代表者氏名を記入の上、代表者印を押印してください。
 - 2 「商品名」、「型式・品番・規格等」
 - ・()枠内の「商品名」には、承諾者がすでに販売している又は販売を予定している当該製品の商品名を記入してください。
 - ・□枠内の「商品名」及び「型式・品番・規格等」には、申請者がすでに販売している又は販売を予定している当該製品の商品名及び型式・品番・規格等を記入してください。

V 記入表4「暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）」

- ・申請者の住所、氏名を記入の上、代表者印を押印してください。
- ・申請時点における全ての役員について記入してください。
- ・【役員名簿】は登記簿謄本に記載されている役員の役職名、氏名の^カ（半角^カ、姓と名は半角^{スペース}で分ける）、氏名（姓と名は全角^{スペース}で分ける）、生年月日、性別を記入してください。
- ・法人でない場合でも、申請者に関して本記入表にて作成してください。

VI 「その他の添付書類等」

- 1 製品又は製品の見本及び製品の写真
 - ・製品又は見本（材質のサンプル）を添付してください。（おおむね1kg以内のもの）
 - ・写真は、製品が明瞭に判別できる写真としてください。
 - ・製品又は見本の提出が困難な場合は、写真のみを添付してください。
- 2 製品の写真の電子データ
 - ・認定後に公表するため、製品が明瞭に判別できる写真の電子データ（JPEG形式）を添付してください。
- 3 製品のパンフレット、説明書等
 - ・製品のパンフレットや説明書等があれば添付してください。

4 申請書の電子ファイル（保存形式 Excel 97-2003）

- ・申請書の電子ファイル（Ver. 20170724）を添付してください。
- ・複数の製品を申請する場合、製品ごとに Excel ファイルを作成してください。（様式は、以下の URL からダウンロードできます。）

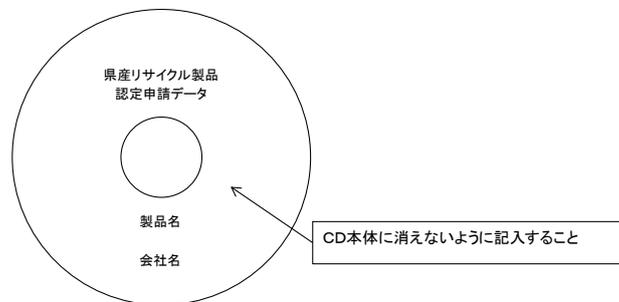
<http://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>

5 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）の電子ファイル

- ・暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）の電子ファイルを添付してください。（様式は、以下の URL からダウンロードできます。）

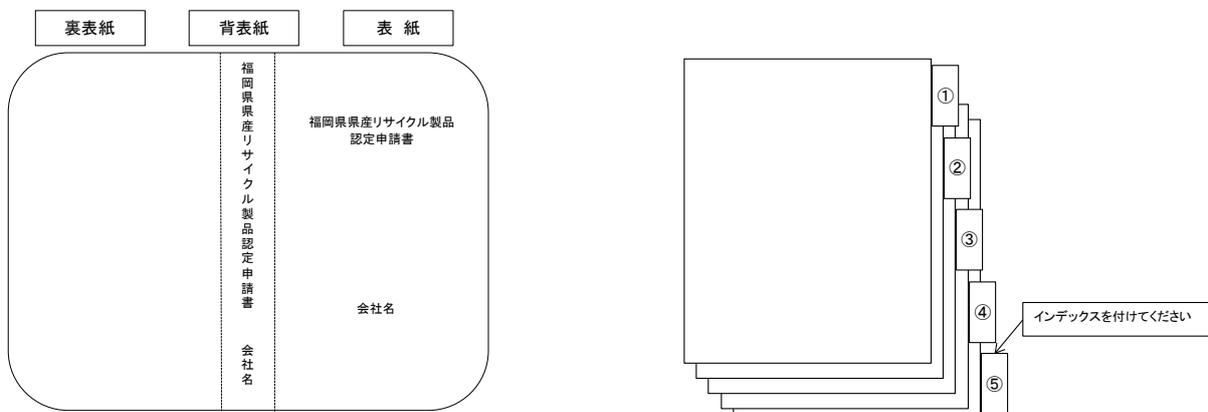
<http://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>

※CD に事業者名を記載してください。電子データ（申請書、役員名簿、写真）は一枚の CD にまとめて提出してください。



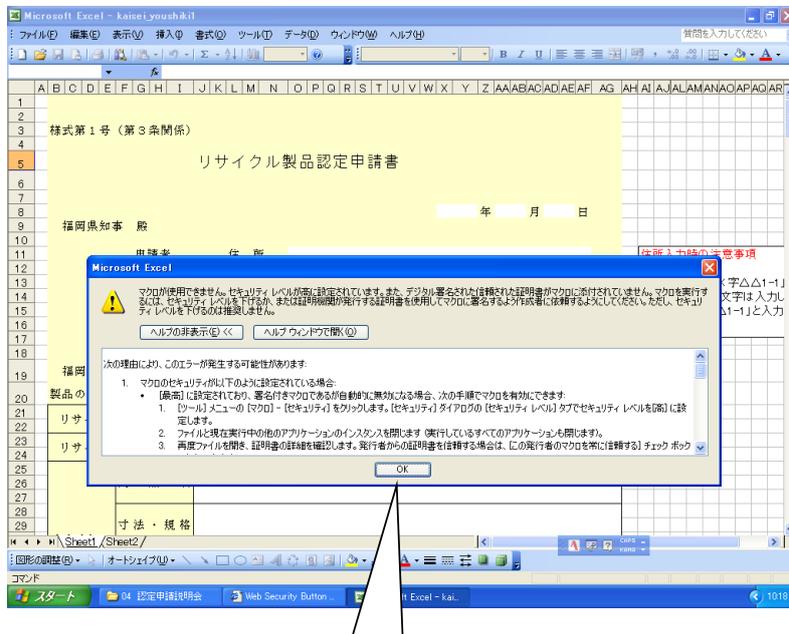
Ⅶ その他

- ・申請書及び添付書類はファイリングしてください。
- ・以下の順序にし、インデックスを付けて綴じてください。
 - ①認定申請書（様式第1号）
 - ②製品質量証明書（記入表1）
 - ③製造工程・管理証明書（記入表2）
 - ④申込承諾書（記入表3）
 - ⑤暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（記入表4）
 - ⑥その他の添付書類等

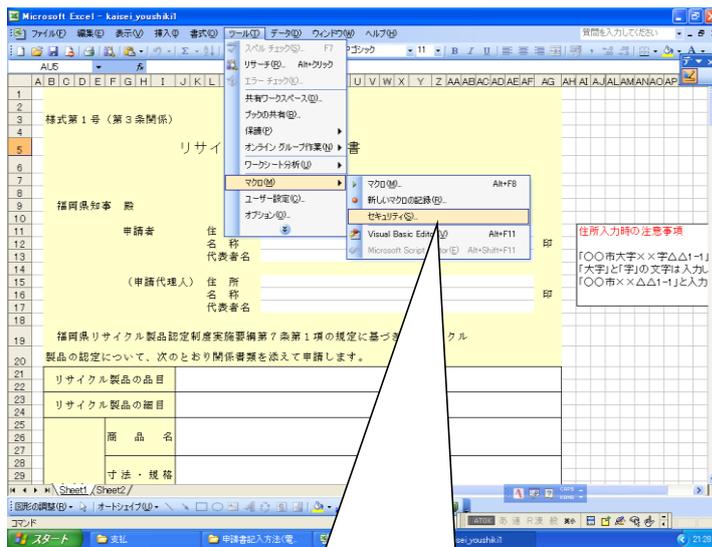


【参考】マクロを有効にする手順について

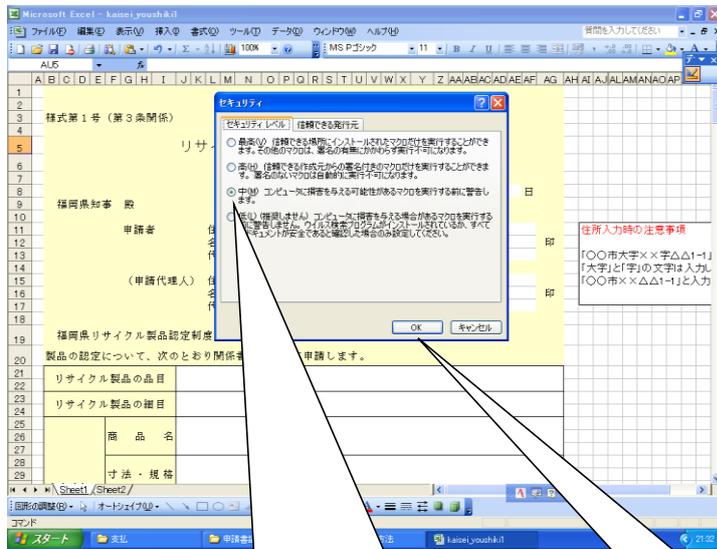
①Excel2003 の場合



①OKボタンをクリックする。

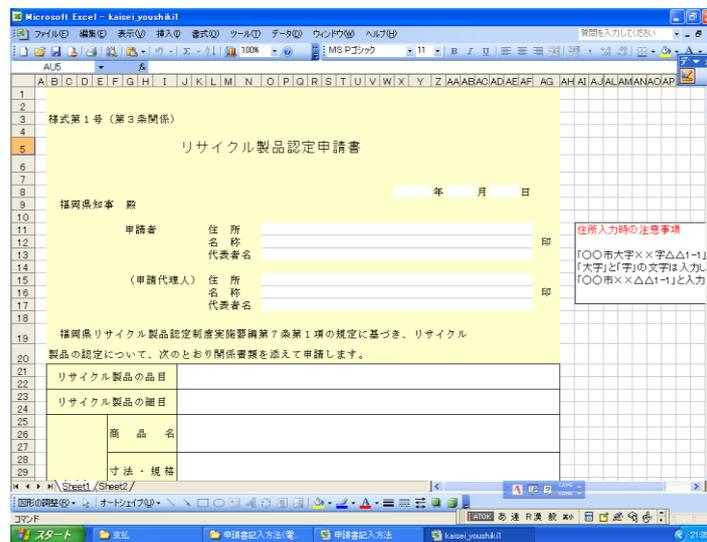


②【ツール】メニューの【マクロ】をポイントし、【セキュリティ】をクリックする。

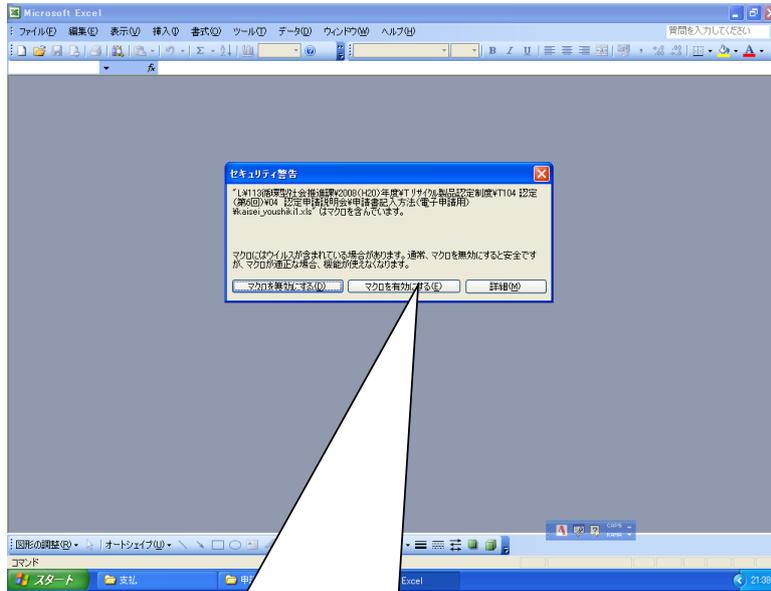


③セキュリティレベルの中(M)をクリックする。

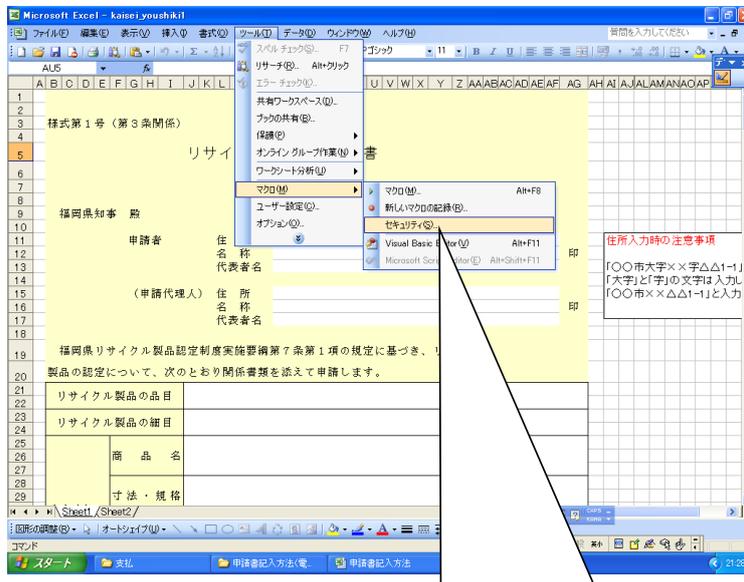
④OKボタンをクリックする。



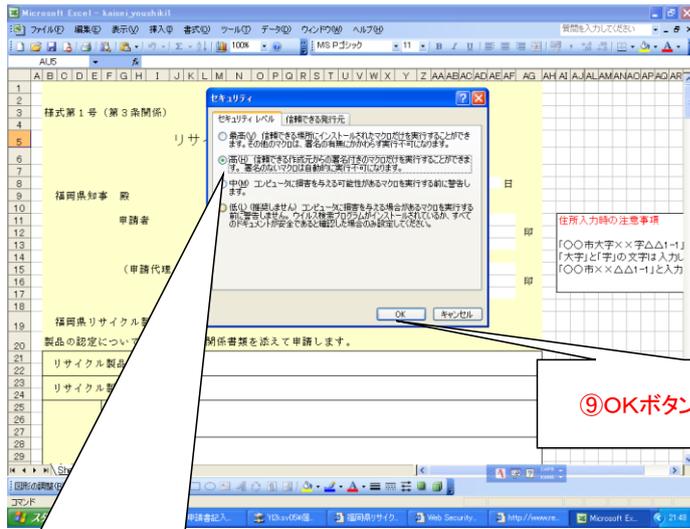
⑤一度エクセルを終了し、再度立ち上げる。



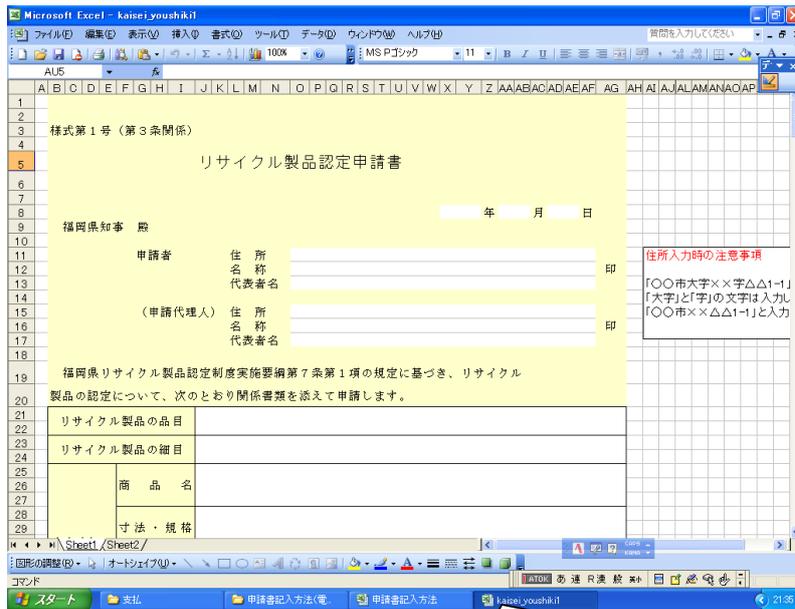
⑥[マクロを有効]にするをクリックしてマクロを承認する。



⑦[ツール]メニューの[マクロ]をポイントし、
[セキュリティ]をクリックする。



⑧セキュリティレベルを最高(V)もしくは高(H)に戻す。



⑩申請書に記入を開始する

